

新庁舎に取り入れるべき具体的機能について

はじめに

(1) 平成24年2月に公表した「日立新庁舎整備基本方針(※)」では、新庁舎建設に関する市の基本的な考え方や、これを実現するために導入すべき基本的な機能について、下表のとおり5項目に整理しました。(※第1回市民懇話会資料4)

(2) 第3回及び第4回の懇話会では、これらの項目(テーマ)ごとに、具体的に必要とされる機能について検討を進めていきます。

| 新庁舎建設の基本的な考え方 | 新庁舎の基本的な機能 | |
|----------------------------|---|-----|
| 1 防災拠点機能の充実を目指した庁舎 | 1 災害に備える防災拠点機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 高水準の耐震性能 ● 災害対策本部機能 | 第3回 |
| 2 市民サービスの向上を目指した庁舎 | 2 便利で使いやすい庁舎機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎の一体化 ● 案内・窓口・相談機能 ● 人にやさしい庁舎 (ユニバーサルデザイン対応) | |
| 3 行政機能・議会機能の強化を目指した庁舎 | 3 柔軟で効率的な執務機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な行政機能 ● 議会機能の整備 ● 防犯・セキュリティ機能 | |
| 4 環境にやさしく、高い経済性を 目指した庁舎 | 4 経済性に配慮した環境にやさしい庁舎 <ul style="list-style-type: none"> ● 環境共生機能 ● 経済性や耐久性に優れた構造・設備 | 第4回 |
| 5 市民が利用しやすい庁舎 | 5 市民が集う交流機能等 <ul style="list-style-type: none"> ● 市民交流・利便施設 ● 情報発信・共有機能 | |

検討項目 1 災害に備える防災拠点機能

(1) 高水準の耐震性能

◇ 現状と課題

ア 現庁舎の耐震診断調査を実施した結果、全ての庁舎が I s 値 0.6 を下回っており、地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高く、耐震補強が必要であるとの判定を受けています。

イ このため、現在の庁舎は、大規模な地震の発生時において、市民や職員等の安全確保が困難であるという課題が生じています。

《現庁舎耐震診断結果一覧表（平成 22 年度実施）》

| 庁舎名称 | 建築年 | I s 値 | 判定 |
|--------|---------|-----------|---------|
| 第 1 庁舎 | 昭和 41 年 | 0.31~0.48 | 耐震補強が必要 |
| 第 2 庁舎 | 昭和 41 年 | 0.18~1.43 | 耐震補強が必要 |
| 第 3 庁舎 | 昭和 28 年 | 0.20~1.69 | 耐震補強が必要 |
| 第 4 庁舎 | 昭和 31 年 | 0.29~1.36 | 耐震補強が必要 |
| 第 5 庁舎 | 昭和 34 年 | 0.13~0.72 | 耐震補強が必要 |

※ I s 値（構造耐震指標：Seismic Index of Structure）とは

建築物の地震に対する安全性を示す指標で、数値が大きいほど安全性が高くなります。一般的には、震度 6 強から 7 程度の大規模地震に対して、安全であると考えられる指標が 0.6 に設定されています。

| | | |
|-------|------------------|--------------------------------|
| I s 値 | 0.6 以上 | 地震の震動や衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低い。 |
| | 0.3 以上 0.6 未満 | 地震の震動や衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。 |
| | 0.3 未満 | 地震の震動や衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。 |

※なお、市役所は、防災上、市民の安全を守り、震災時には復旧・復興の拠点となることから、高い耐震安全性が必要とされています。

このため、「官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）」では、市役所など災害対策活動の拠点となる公共施設は、通常の 1.5 倍以上（I s 値 0.9 以上）の耐震性が求められています。

ウ また、市の情報資産には、個人情報を含め、行政運営上の重要な情報があり、これを管理するシステム類を適切に保全することは、災害後も継続して業務を行うために必要不可欠です。しかし、現在のサーバー室は、十分な災害対策が施されている状況ではありません。

◇ 導入すべき具体的機能

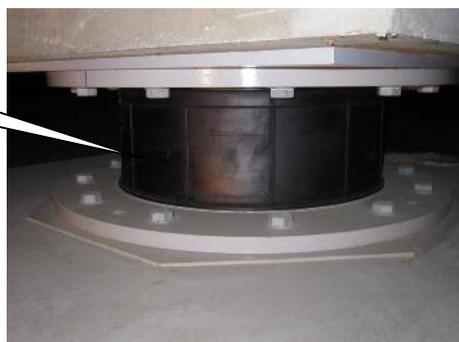
建物の耐震化の方法は、下図のように大きく3パターンに分けられますが、庁舎は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、震災発生直後から災害対策活動の拠点施設として機能する必要があるため、建物や設備（例えば、電源設備や給排水設備、OA機器等）の損傷を最小限に抑えることも重要であると考えられます。

《免震構造、制震構造、耐震構造の違いについて》

| | 概要 | 特徴 |
|-------|---|---|
| ①耐震構造 | 建物の構造自体を堅固にして強度を高め、地震の揺れに耐えるよう建設する工法。 | 建物の揺れ自体は減少しないため、損傷する可能性があるが、費用は安価である。 |
| ②制震構造 | 建物の柱に、地震の揺れを吸収する装置（ダンパーなど）を設置し、地震エネルギーを伝わりにくくして、建物の揺れを軽減する工法。 | 建物の揺れを吸収するため、建物の損傷をある程度抑えることが可能。免震構造より揺れを抑える効果は少ないが、比較的安価である。 |
| ③免震構造 | 地面と建物間に専用の装置を設置することにより、地震エネルギーを吸収して地震の揺れを建物に伝わりにくくする工法。 | 地面と建物が切り離されるため、建物のダメージも揺れも大幅に減少するが、建設コストは高価である。 （※建物によって異なりますが、コストの増加分は、耐震構造と比較すると約3～7%程度） |

【他市の免震装置の事例】

積層ゴム



(つくば市)



(東京都立川市)

【震災直後の日立市役所の状況】



【東日本大震災時の災害対策本部設置状況】

| | |
|------|--|
| つくば市 | <p>庁舎が免震構造であったため、建物が東西に 60cm 位動いたが、室内は何も倒れず、免震パネルが若干破損したくらいであった。</p> <p>30～40 分後には災害対策本部を立ち上げ、1 時間後には職員を各現場に派遣することができた。</p> |
| 日立市 | <p>庁舎が被災し、安全性の確保が困難であったことから、約 200m 離れた消防庁舎（免震構造）に災害対策本部を設置した。</p> <p>迅速な対応を図ったが、職員の移動等に時間を要したことから、災害対策本部の設置は午後 3 時 38 分（震災発生から 52 分後）であった。</p> |

➤ 検討項目：新庁舎に求められる耐震性能について

(2) 災害対策本部機能

〈災害対策本部とは〉

災害が発生した場合などに、災害対策基本法第 23 条により、地域防災計画に基づいて市長を本部長として設置される機関です。

被害状況や救護需要の把握、災害対策活動の指揮、自衛隊をはじめとする国・県等との連携や調整等を行い、防災活動の拠点となります。



(震災時の日立市災害対策本部の状況)



(自衛隊の支援部隊 (日立市消防本部敷地))

◇ 現状と課題

ア 現在の庁舎には、災害対策本部を設置するための専用スペース（災害対策室など）は設けられていないため、一般の会議室等を利用することが想定されていましたが、東日本大震災では、建物自体の破損やライフラインの遮断などにより、庁舎内に災害対策本部を設置することができませんでした。

イ しかし、災害対策本部を設置した消防庁舎内では、事務スペースやOA機器等の不足などから、震災後の復旧・復興に関する事務や通常事務などを並行して行うことができなかったため、職員が市役所庁舎と消防庁舎を往復しながら事務を行うという、非効率的な状況が続きました。（余震が続いたため、災害対策本部は6月17日まで設置され、計138回開催されました。）

ウ このため、庁舎内に災害対策本部を設置・維持できるような環境を整備することが、大きな課題となっています。

エ さらに、震災時には、最大69箇所に設置された避難所に、1万3千人以上の市民が避難しましたが、水や食料等の支援物資の輸送や、道路等の災害現場で対応するための公用車の燃料（ガソリン等）が著しく不足したため、燃料等の確保も課題となっています。

オ また、現庁舎には、災害支援物資等を受け入れるための保管スペースや緊急車両用スペースなども確保されていません。

◇ 導入すべき具体的機能

ア 災害時に、庁舎内に災害対策本部を設置し、さらに、その機能を維持するためには、次のような項目について整備を行う必要があると考えられます。

1 災害対策本部に必要なスペースや機器類の整備

2 ライフライン等のバックアップ機能の整備

3 生活支援物資や燃料等の備蓄機能の整備

イ ①の災害対策本部に必要なスペースや機器類の整備は、災害の発生時に、災害対策本部を速やかに設置するために必要となるものです。

【茨城県庁の災害対策室等】

大型のモニターを備えた災害対策室。テーブルも、あらかじめ班別に設置されている。
(情報班、対策班、広報班など)



知事や県の幹部等が対策を協議する災害対策本部室



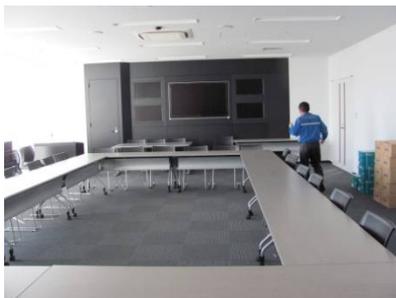
モニター等の操作機器



いつでも使用できる状態のコピー機やFAX等



【愛知県西尾市の災害対策室】



ウ ②のライフライン等のバックアップ機能の整備は、災害時に、庁舎のライフラインが遮断された場合でも、災害対策活動を継続できるようにするためのものです。

《ライフラインのバックアップ機能とは》

災害対策本部の機能を維持するためには、ライフライン（電力・ガス・水道）の確保が必要不可欠です。

したがって、ライフラインが遮断された場合を想定し、一定期間（72 時間～1 週間程度）のバックアップ機能を備えることが必要となります。

他の自治体で取り組んでいる主な例としては、次のようなものがあります。

- 自家発電施設の設置
- 複数の変電所からの電力供給
- 都市ガスとプロパンガスの併用（災害時の炊き出し利用等）
- 災害用井戸の設置
- トイレ等の雨水利用
- ポンプ等を使用しない自然流下型の下水道整備

【つくば市のバックアップ設備】



（自家発電装置）



（井戸ポンプ設備）



（雨水貯留層）

※東日本大震災（3/11）における日立市内のライフライン復旧状況

- 電気 : 3/16 に市内全域の送電完了
- 都市ガス : 3/18 に市内最終巡回作業完了
- 上水道 : 3/21 に市内全域の通水完了

エ ③の生活支援物資や燃料等の備蓄機能の整備は、災害時に、災害支援活動を実施するために必要となるものです。



（震災時の支援物資搬入の状況（消防庁舎））



（県庁の防災備蓄倉庫）

➤ 検討項目：新庁舎が備えなければならない災害対策本部機能について

検討項目2 便利で使いやすい庁舎機能

(1) 庁舎の一体化

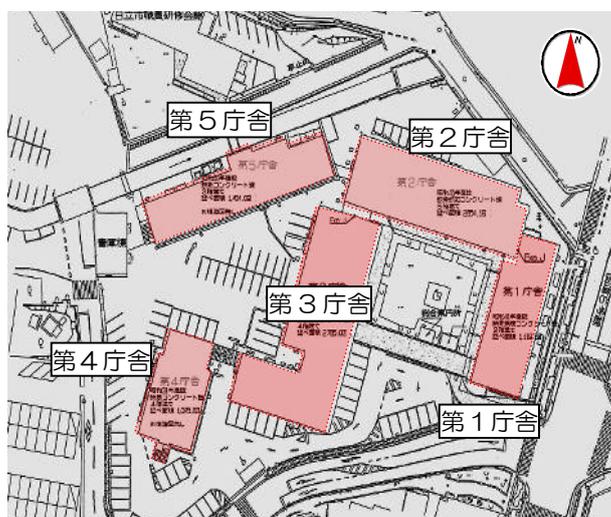
◇ 現状と課題

ア 現在は、昭和28年に建設された第3庁舎をはじめ、5棟の庁舎で業務を行っていますが、施設の老朽化に加え、増築の繰り返しによって動線が複雑化し、窓口も分散しているため、市民に大変分かりづらい庁舎となっています。

イ さらに、現庁舎の執務スペースが狭あいであるため、教育委員会や企業局などは、別の敷地に庁舎が配置されているなど、部局ごとの分断化が進んでいます。

ウ このため、利用者の用件が複数の部局にまたがるような場合には、庁舎間を移動しなければならない、市民に負担をかけているという課題があります。

エ また、多様化する市民ニーズに対して、迅速な対応が求められるなか、庁舎が分散していることで、各部局間の効率的な連携・調整にも支障が生じているという課題もあります。



(本庁舎の配置図)



(本庁舎)



(教育プラザ)



(企業局庁舎)

【現在の庁舎の概要】

●本庁舎 位置：日立市助川町1丁目1番1号

| 庁舎名称 | 建築年 | 経過年数 | 階数 | 延床面積(m ²) | 構造 |
|------|-------|------|-----------|-----------------------|--------|
| 第1庁舎 | 昭和41年 | 46年 | 地上2階、地下1階 | 1,119.59 | RC・SRC |
| 第2庁舎 | 昭和41年 | 46年 | 地上5階、地下1階 | 2,654.18 | RC・SRC |
| 第3庁舎 | 昭和28年 | 59年 | 地上4階 | 2,786.03 | RC |
| 第4庁舎 | 昭和31年 | 56年 | 地上4階 | 1,075.63 | RC |
| 第5庁舎 | 昭和34年 | 53年 | 地上3階 | 1,404.09 | RC |
| 計 | | | | 9,039.52 | |

※RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

●教育プラザ 位置：日立市神峰町1丁目6番11号

| 建築年 | 経過年数 | 階数 | 延床面積(m ²) | 構造 | 備考 |
|-------|------|------|-----------------------|----|----|
| 昭和37年 | 50年 | 地上3階 | 3,921.01 | RC | |

●企業局庁舎 位置：日立市助川町1丁目4番1号

| 建築年 | 経過年数 | 階数 | 延床面積(m ²) | 構造 | 備考 |
|------|------|------|-----------------------|----|-----------|
| 平成元年 | 23年 | 地上2階 | 674.41 | S | 平成19年度に増築 |

【現在の各課所の配置状況】

| | 第1庁舎 | 第2庁舎 | 第3庁舎 | 第4庁舎 | 第5庁舎 |
|----|--|--|--|--|--|
| 5階 | | 未使用 | ・(議員控室) | ・(倉庫) | |
| 4階 | | | | | |
| 3階 | | 未使用 | ・議会事務局 | ・(議場) | 未使用 |
| 2階 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約課 ・管財課 ・財政課 ・広聴広報課 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事課 ・行政管理課 ・庁舎建設準備室 ・情報政策課 ・建築指導課 ・営繕課 | <ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・選挙管理委員会 ・秘書課 | <ul style="list-style-type: none"> ・(記者クラブ) | <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員事務局 ・政策調査課 ・企画調整課 |
| 1階 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境政策課 ・環境衛生課 ・市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市政策課 ・公共交通政策課 ・幹線道路整備促進課 ・道路建設課 ・道路管理課 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課 ・会計課 ・生活安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査課 ・工事検査課 ・用地課 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会 ・農林水産課 ・観光物産課 ・産業立地推進課 ・商工振興課 |

| | 臨時庁舎A棟 | 臨時庁舎B棟 | 教育プラザ | 企業局庁舎 |
|----|--|---|--|--|
| 3階 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・教育総務課 ・学校施設課 ・生涯学習課 ・新体育館建設準備室 ・スポーツ振興課 ・学務課 ・指導課 ・教育研究所 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道総務課 ・経理課 |
| 2階 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民税課 ・資産税課 ・納税課 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・住宅課 | <ul style="list-style-type: none"> ・(ギャラリー) | |
| 1階 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民課 ・国民健康保険課 | <ul style="list-style-type: none"> ・こども福祉課 ・高齢福祉課 ・障害福祉課 ・介護保険課 | <ul style="list-style-type: none"> ・(百年塾サロン等) | <ul style="list-style-type: none"> ・料金課 ・水道課 |

◇ 導入すべき具体的機能

ア 分散化・分庁化している市役所の行政機能を集約することができれば、来庁者の負担軽減や、事務効率の向上につながるものと考えられます。

イ したがって、集約によるメリットをよく検証しながら、できる限り分散化・分庁化の解消を図っていく必要があると考えています。

▶ 検討項目：行政機能の集約によるメリットの検証について

(2) 案内・窓口・相談機能

◇ 現状と課題

- ア 最も基本的な案内機能である「総合案内所」は、庁舎の分散によって来庁者の動線が複雑化しており、特定の庁舎内のロビー等に設置することができないため、本来は目立つ場所にあるべき案内所の位置が分かりづらくなっています。(第1庁舎と第3庁舎の間に設置されています。)
- イ また、各課の案内表示についても、天井からの吊り下げ方式となっており、特に高齢者や視覚障がい者などには見づらい表示となっています。
- ウ 窓口カウンターは、スペースが狭いであるため、仕切りパネルなどを設置することができず、個人情報やプライバシーの保護にも課題が生じています。加えて、待合ロビーも手狭で、十分な数のロビーチェアが設置されていません。
- エ 個室型の相談スペースについても、限られた場所にしか設置されていないため、パブリックスペースにおいて、カウンター越しに深刻な相談を行うといった光景が見られます。

【現庁舎の案内表示・窓口カウンターの状況】



(総合案内所①)



(総合案内所②)



(各課の案内表示)



(庁内の案内表示)



(窓口カウンターの状況①)



(窓口カウンターの状況②)

◇ 導入すべき具体的機能

来庁者が、迷うことなく目的の課所に到達し、窓口において申請手続や相談等をスムーズに行えるようにするためには、次のような項目の整備を行う必要があると考えられます。

- 1 市民に分かりやすい案内機能の整備
(理解しやすいサイン計画など)
- 2 個人情報やプライバシー保護に配慮した相談窓口や相談室の整備
- 3 窓口部門を集約配置することによる市民利便性の向上と、ゆとりのある待合ロビーの整備

【他市で導入されている理解しやすいサイン計画の例】

(1) 直感的に理解できるサイン

- ・色によるサイン誘導 (文字や番号だけでなく、色を使い分けて分かりやすくします。)
- ・足もと誘導サイン (床面に、目的地の方向を矢印などで示します。)

(2) イメージしやすい目的別表記

「〇〇課」といった部署名や行政用語による表記ではなく、来庁者の目的をそのまま記した「目的別表記」とすることで、目的の窓口を簡単に分かるようにします。

| ＜今までの表記＞ | | ＜目的別表記＞ |
|----------|---|----------------------|
| 国民健康保険課 | ➡ | 国民健康保険のこと 国民年金のこと |
| 住民異動 | ➡ | 引越しのこと |

【他市の案内表示・窓口カウンター等の状況】



(窓口カウンター① (つくば市))



(窓口カウンター② (島根県出雲市))



(窓口カウンター③ (東京都福生市))



(窓口カウンター④ (神奈川県海老名市))



(庁舎案内板 (つくば市))



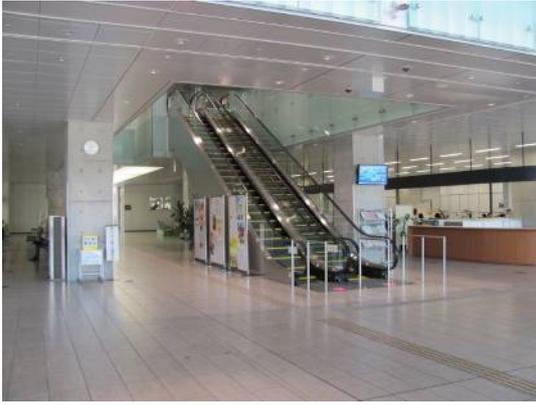
(相談室 (出雲市))



(総合案内所 (つくば市))



(待合ロビー案内板 (西尾市))



(入口ロビー (西尾市))



(待合ロビー (西尾市))

➤ 検討項目：分かりやすい案内表示、利用しやすい窓口機能について

(3) 人にやさしい庁舎（ユニバーサルデザイン対応）

《ユニバーサルデザインとは》

直訳すると「万人向け設計」

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように、年齢や性別、身体的状況、国籍、文化、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が利用できる施設や製品、環境などのデザインを指します。

ユニバーサルデザインの7原則は、次のとおりです。

1. **公平性**：どんな人でも公平に使えること
2. **柔軟性**：使う上で自由度が高いこと
3. **単純性**：使い方が簡単で、すぐに分かること
4. **わかりやすさ**：必要な情報がすぐに分かること
5. **安全性**：うっかりミスが危険につながらないこと
6. **省体力**：身体への負担がかかりづらいこと（弱い力でも使えること）
7. **スペース確保**：接近や利用するための十分な大きさと空間を確保すること

◇ 現状と課題

ア 5棟の庁舎で、エレベーターが設置されているのは、第2庁舎（1基）だけで、他の庁舎には設置されていません。また、議会を傍聴するためには、必ず外階段を通らなければならない、エレベーターは利用できません。

イ 庁舎の出入口には、階段などの段差が多い状況です。また、庁舎内の通路は非常に狭く、事務室等へのドアも手動による開閉式のものが多いため、高齢者や車椅子の方の通行には支障があります。

ウ 庁内の通路や階段の一部には、点字ブロックや手すりが設置されていません。また、音声ガイド装置も設置されていません。

エ オムツ替えやオストメイト等に対応した多目的トイレが1箇所しかなく、授乳室やキッズスペースは備えられていません。また、外国語による案内表記も行われていません。

オ 庁舎の位置がバスの停留所から離れており、タクシー専用乗り場もないため、公共交通機関を利用する方には不便な状況です。また、障がい者用の駐車場に、屋根などは設置されていません。

【現庁舎のバリアフリー等の状況】



(本庁舎唯一のエレベーター (第2庁舎))



(議会傍聴席への外階段 (第4庁舎))



(段差の状況① (第3庁舎入口))



(段差の状況② (第5庁舎))



(段差の状況③ (第2・3庁舎間))



(段差の状況④ (第3・4庁舎間通路))



(狭い通路 (第4庁舎))



(手すりのない階段 (第2庁舎))

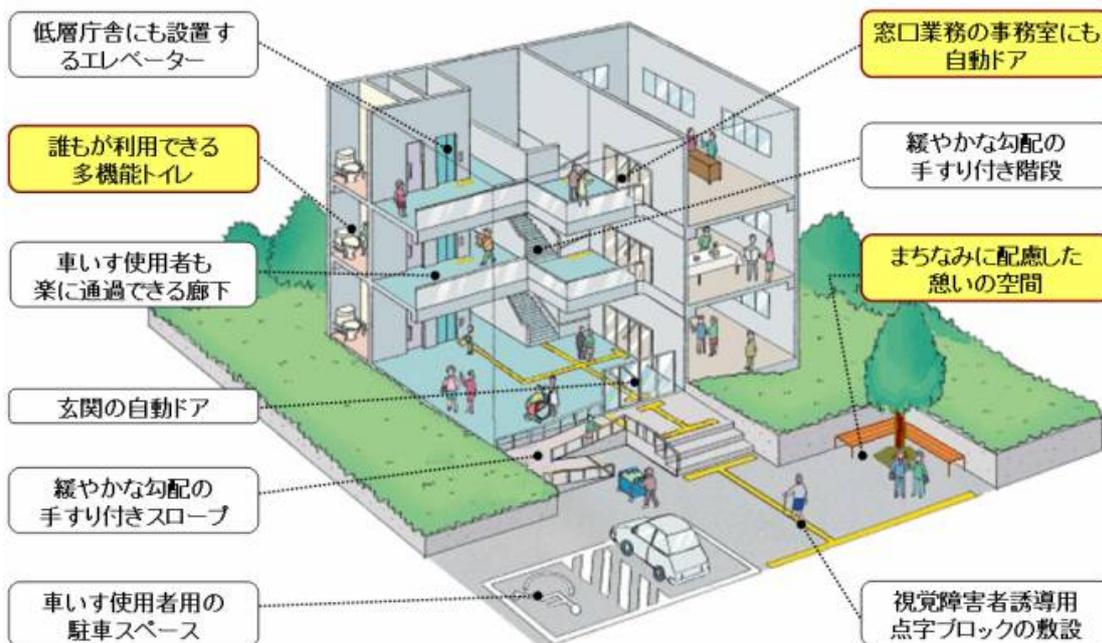
◇ 導入すべき具体的機能

ア 庁舎は、すべての市民が快適に利用できるように、安全で、分かりやすく、使いやすい施設にしなければなりません。

イ このため、特に次のような内容に配慮しながら、ユニバーサルデザインの導入を図っていく必要があります。

| | |
|---------------|---|
| ▶ 視覚障がい配慮 | 見やすいように特に配慮されたデザイン、または手で触れたり音で確認できる設備の導入 |
| ▶ 聴覚障がい配慮 | 耳が不自由な方でも利用しやすいように配慮された設備の導入 |
| ▶ 車椅子配慮 | 車椅子の方でも利用しやすいように配慮された構造、設備の導入 |
| ▶ 子どもの安全配慮 | 子どもの安全に特に配慮した構造、設備の導入 |
| ▶ 妊産婦配慮 | 妊婦の方でも利用しやすいように配慮された設備の導入 |
| ▶ 外国人配慮 | 外国人の方でも利用しやすいように配慮されたデザインの導入 |
| ▶ 少ない力、片手操作配慮 | 高齢者などが、少ない力でも操作できるように配慮された設備、または片手で操作できるように配慮された設備の導入 |
| ▶ 左手操作配慮 | 左手でも操作しやすいように配慮された設備の導入 |
| ▶ 体格姿勢配慮 | 体格の個人差や姿勢の個人差に配慮された設備の導入 |

高度なバリアフリー化のイメージ（国土交通省 HP より）



【他市のユニバーサルデザイン導入の状況】



(多目的トイレ (立川市))



(だれでもトイレ案内板 (西尾市))



(キッズスペース (立川市))



(授乳室 (立川市))



(車椅子がすれ違える広い通路 (つくば市))



(障がい者用駐車場 (つくば市))



(庁舎前バス停留所 (東京都あきるの市))



(階段の二重手すり (東京都青梅市))

➤ 検討項目：ユニバーサルデザインの導入にあたって配慮すべき点について

検討項目3 柔軟で効率的な執務機能

(1) 効率的な行政機能

◇ 現状と課題

ア 現庁舎の床面積は、5棟の庁舎を合計しても約9千㎡で、総務省の定めた基準面積（日立市の場合は約2万1,400㎡）の半分以下しかありません。したがって、事務スペースも非常に狭く、事務室内の通路の確保や、机、プリンタ等の設置場所にも苦慮している状況です。

イ また、事務スペースは、各庁舎、各階、各部屋にそれぞれ分散配置されているため、業務や組織の変化への対応や、職員間のコミュニケーションづくりが課題となっています。

ウ 会議室や打ち合わせスペースが不足しているため、やむを得ず、近隣の出先機関である消防庁舎や教育プラザ、保健センターなどの会議室を使用する場合もあり、効率的な事務の遂行に支障が生じています。また、移動可能な仕切り等で大きさを変更できる会議室は1か所しかありません。

エ 書庫スペースが不足していることから、書類を分散して保管しなければならず、適切な文書管理や効率的な事務の遂行に支障が生じています。特に、庁舎内の書庫に収納できない文書については、10km以上離れた十王支所に保管している状況です。

オ 事務スペースの床は、OAフロア（フリーアクセスフロア）とされていないため、LAN回線やNTTの電話回線、電源コード類が露出した状態で配線されており、高度電算化や事務スペースのレイアウト変更にも柔軟に対応できない状況です。

OAフロアと床下配線



LANとは

local area network の略。同一敷地内や、同一建造物内などの局限された範囲内におけるデータ通信網のこと。

略さずにローカルエリアネットワークともよばれる。

カ 更衣室も不足しており、フロアによっては、事務室内に目隠しをして仮設の更衣室として使用している状況です。

【総務省の基準に基づく面積の算定について】

| 区 分 | 算定面積 | 算定方法 |
|--|-------------------------------|---|
| ①事務室 | 7,515.0 m ² | 役職者を一般職員数に換算した上で、職員 1 人当たり 4.5 m ² で算定 |
| ②倉庫 | 977.0 m ² | 事務室面積 (①) の 13% |
| ③会議室等 (便所、洗面所等を含む) | 5,971.0 m ² | 換算前の職員 1 人当たり 7.0 m ² |
| ④玄関等 (廊下、階段、広間等を含む) | 5,785.2 m ² | 事務室、倉庫、会議室等 (①～③) の合算面積の 40% |
| ⑤車庫 | 200.0 m ² | 自動車 1 台につき 25 m ² |
| ⑥議事堂 (議場、委員会室、議員控室) | 980.0 m ² | 議員 1 人当たり 35 m ² |
| 合 計 | 約 21,400 m² | |
| <p>※算定の前提条件</p> <p>(ア) 新庁舎に勤務する職員数 853 人 (企業局及び教育委員会の職員、臨時職員等を含む。正職員については、職員適正化計画に基づく平成 28 年度想定職員数)</p> <p>(イ) 役職者等の換算職員数 1,670 人</p> <p>(ウ) 議員数 28 人</p> <p>※現庁舎の面積については、10 ページを参照願います。</p> | | |

【会議室の状況 (議会用を除く)】

| | 会議室名 | 場所 | 面積(m ²) | 定員 | 備 考 |
|------------|---------|------------|---------------------|--------|---|
| 1 | 241 会議室 | 第 2 庁舎 4 階 | 144.18 | 80 名程度 | 庁内で唯一の大会議室で、大きな会議や職員研修などで使用されます。震災以降は、危険であるため一般の利用は中止しています。 |
| 2 | 242 会議室 | " | 26.26 | 10 名程度 | |
| 3 | 321 会議室 | 第 3 庁舎 2 階 | 31.78 | 14 名程度 | 大きなテーブルがあるため、介護認定審査会等でよく使用されます。 |
| 4 | 322 会議室 | " | 26.15 | 13 名程度 | |
| 5 | 511 会議室 | 第 5 庁舎 1 階 | 60.72 | 40 名程度 | 選挙の場合は、期日前投票所として使用されます。 |
| 6 | 512 会議室 | " | 49.85 | 20 名程度 | 面積は、更衣室スペースを含みます。現在は食品等の放射能濃度測定で会議室を占有使用中です。 |
| 7 | 521 会議室 | 第 5 庁舎 2 階 | 63.28 | 40 名程度 | 比較的大きく、作業がし易いので、納付書の発送準備などの作業を行う場合に一定期間継続使用されます。 |
| 8 | 522 会議室 | " | 33.60 | 20 名程度 | 間仕切りを撤去することで、523 会議室と一体的な利用ができます。 |
| 9 | 523 会議室 | " | 37.88 | 25 名程度 | 予算編成時期は、財政課が約 4 カ月間継続使用します。 |
| 合 計 | | | 473.70 | | |

【書庫の状況】

| | 書庫名 | 場所 | 面積(m ²) | 備考 |
|----|------|--------|---------------------|-------------------------------|
| 1 | 第1書庫 | 第5庁舎1階 | 81.94 | 長期、10年保存文書を保管しています。 |
| 2 | 第2書庫 | 書庫棟2階 | 7.78 | 3年保存文書を保管しています。 |
| 3 | 第3書庫 | 書庫棟1階 | 16.92 | 5年保存文書を保管しています。 |
| 4 | 第4書庫 | 第1庁舎地下 | 107.00 | 7年保存文書、税関係書類、会計課の伝票類を保管しています。 |
| 5 | 第5書庫 | プレハブ1階 | 18.00 | 国民健康保険課のレセプト類を保管しています。 |
| 合計 | | | 231.64 | |

※第1～第5書庫に収納できない場合は、十王支所の書庫（57.20 m²）で保管しています。

【現庁舎の状況】



(事務スペースが狭いです)



(書類の保管スペースも不足しています)



(やむなく通路にも物品を置いています)



(手作りの目隠しの裏が更衣室です)



(書庫は、ほぼ一杯の状況です (第1書庫))



(床はLAN配線がむき出しの状態です)

◇ 導入すべき具体的機能

ア 事務処理を、効率的かつ円滑に行うためには、事務室、会議室、書庫の適正なスペースを確保し、さらに、情報化の進展や将来の業務・組織の変化にも柔軟に対応できるような設備を導入していく必要があります。

イ このためには、次のような項目について整備を行う必要があると考えられます。

1 事務室、会議室、書庫等の適正なスペースの確保

2 関係部署の集約化、レイアウトの変更にも柔軟に対応できる機能整備

3 O Aフロアなどの情報化対応設備の導入

【他市の事務室、会議室等の状況】



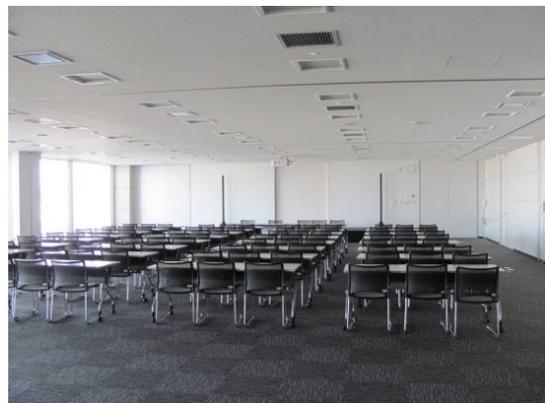
(事務室の状況 (つくば市))



(事務室の状況 (立川市))



(事務室脇の書類保管スペース (立川市))



(大会議室を3つに区分可能 (西尾市))



(書庫の状況 (西尾市))



(更衣室の状況 (立川市))

➤ 検討項目：効率的な行政機能を維持するために必要とされる整備について

(2) 議会機能の整備

◇ 現状と課題

ア 議場の傍聴席が不足（42席）しているため、満席となった場合は、別室（市民課）のモニターによる傍聴をお願いしています。

イ また、傍聴席は4階にあります。外側の階段を使用しなければ中に入ることができず、高齢者や障がい者には、非常に利用しづらい環境です。さらに、傍聴席自体が非常に狭く、着席すると前の通路がふさがれてしまいます。

【現庁舎の議場等の状況】



(議場の状況①)



(議場の状況② (奥は傍聴席))



(傍聴席の状況①)



(傍聴席の状況②)



(傍聴席の入口階段)



(委員会室の状況)

ウ 委員会室も大変狭く、傍聴席は5席しか確保することができません。また、議員控室が同じフロアに設置できず、分散していることも課題となっています。

【議員控室の分散状況】

| | 場所 | 使用会派 |
|--------|--------|-------------|
| 第1議員控室 | 第3庁舎3階 | 民主クラブ（8人） |
| 第2議員控室 | 第3庁舎4階 | 新政ひたち（5人） |
| 第3議員控室 | 第4庁舎2階 | 日立市政クラブ（9人） |
| 第4議員控室 | 〃 | 公明党（5人） |
| 第5議員控室 | 第4庁舎3階 | 日本共産党（1人） |

◇ 導入すべき具体的機能

- ア 議会は、市民の間接参加による政治を行う場であるため、その機能的独立性を維持する一方で、市民が身近に感じられる場としての環境整備も非常に大切です。
- イ このため、議会活動が市民にとって分かりやすいものとなるよう、利用しやすい議会傍聴の充実を図ること等が必要であると考えられます。

【他市の議場の状況】



（議場の状況（山口県岩国市））



（議場の状況（立川市））

➤ 検討項目：新庁舎における議会機能の整備について

(3) 防犯・セキュリティ機能

◇ 現状と課題

ア 公共の建物である庁舎は、一般の方が多数出入りします。その一方で、戸籍や住民情報、所得情報など、重要な個人情報をはじめとする様々な書類やデータを管理している施設でもあります。このため、現在でも、閉庁時や夜間の出入管理については、警備員の配置や機械警備などを行っています。

イ しかしながら、防犯カメラは市民課以外には設置されておらず、また、サーバー室など、特に高いセキュリティが求められるスペースについても、現在は施錠管理であり、ICカードや生体認証等による情報漏えい対策は行われていません。

生体認証とは

指紋や眼球の虹彩、声紋などの身体的特徴によって本人確認を行う認証方式のこと。暗証番号やパスワードなどに比べ、極めて「なりすまし」にくい認証方式といわれる。

ウ また、サーバー室が狭あいであるため、各部署に分散配置されているサーバー類を、一層のセキュリティ向上のため、集約していく必要があるなどの課題もあります。

【現庁舎の機械警備等の状況】



(機械警備用機器①)



(機械警備用機器②)



(サーバー室の状況①)



(サーバー室の状況②)

◇ 導入すべき具体的機能

ア 庁舎は、公共空間として、広く市民に開放されたスペースを確保しながら、個人情報や行政情報の保護、夜間や休日等におけるセキュリティの確保を図る必要があります。

イ このため、動線計画に配慮しながら、庁舎内のゾーニングを次のように明確化することで、それぞれのゾーンに合わせたセキュリティ対策の充実を図る必要があると考えられます。

| | |
|----------|--|
| パブリックゾーン | 誰もが自由に利用できるエリア (エントランス、待合ロビー、エレベーター、廊下など) |
| 共用ゾーン | 相談・届出等を行う人が利用するエリア (窓口カウンター、打ち合わせスペースなど) |
| 執務ゾーン | 職員のみが入室可能なエリア (執務スペース、バックヤード、更衣室など) |
| 機密ゾーン | 限られた職員のみが入室可能なエリア (金庫室、サーバー室など) |

【他市の機械警備等の状況】



(防犯カメラによる警備の状況 (西尾市))



(建物入口の入室管理用機器 (西尾市))

➤ 検討項目：新庁舎に必要とされる防犯・セキュリティ機能について